平成２７年（フ）第１７号
函館市美原１丁目41番23号
債務者　堤口義太郎
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１９号
函館市人見町18番17号
債務者　南波　俊幸
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２２号
函館市昭和４丁目36番16―511号
債務者　中村　友晴
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２３号
函館市昭和４丁目36番16―511号
債務者　中村　広美（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３１号
函館市桔梗４丁目34番23―106号　ハイム桔梗Ⅰ
債務者　佐藤　百恵
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２４号
奈良県大和高田市南今里町２番８―106号
ニューエスト高田
債務者　水井　英和
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
三重県度会郡玉城町佐田1002番地23
債務者　西山　芳子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第９号
山形県米沢市花沢町１丁目５番32号
債務者　松浦　勝彦
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第６０号
東京都八王子市長房町1456番地２ハイツ井上203号
債務者　加藤　良一
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３９号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地３―５―303
債務者　平久　晴敏
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７１号
東京都日野市新町１丁目13番地日野新町一丁目アパート３―307
債務者　鈴木　千晴
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1370番地３
債務者　福田　政志
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２７年（フ）第２号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1370番地３
債務者　福田　和美
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第６１１号
広島市西区大芝１丁目11番17号
破産者　堀江　國三
1　破産債権の届出期間　平成27年３月19日まで
2　一般調査期日　平成27年５月12日午前11時30分
平成27年２月17日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２８１号
札幌市南区南沢６条４丁目３番20号
破産者　袴田　勇一
1　破産債権の届出期間　平成27年３月20日まで
2　一般調査期日　平成27年４月24日午前11時30分
平成27年２月17日
札幌地方裁判所民事第４部

破産管財人変更

平成２６年（フ）第１７７号
高知市札場15番５号　Ｆｒｅｅ　Ｃｌｏｕｄ札場401号、住民票上の住所高知市三園町242番地
破産者　藤澤　寿幸
破産管財人　山下　訓生が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　山岡　敏明
平成27年２月13日　高知地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７９号
高知市万々473番地７
破産者　株式会社フタバ
破産管財人　山下　訓生が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　落合　誠
平成27年２月13日　高知地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１００６号
広島市西区横川町２丁目２番18号
清算株式会社　山陽荒物株式会社
代表清算人　安村　和幸
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部